

山梨県企業局中期経営計画の業績評価要領

1 趣 旨

山梨県企業局は、平成18年10月に中期経営計画を策定した。中期経営計画では、平成18年度から22年度までの5年間の具体的な行動を設定した。

この中期経営計画においては、計画の実効性を上げるため、電気事業、温泉事業及び地域振興事業の各事業ごとに実際の取り組み状況を評価することとしている。この業績評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価の対象

評価は、中期経営計画に記載した当該年度に実施すべき具体的な行動(以下「行動計画」という。)に対する取り組み状況を対象とする。

3 評価の時点

前年度末現在の取り組み状況について、年度終了後に行う。

4 評価方法

(1) 年度ごとの目標数値を具体的に設定した項目については、目標数値に対する取り組みの達成率を示す。

(2) 目標数値を具体的に設定していない項目については、行動計画どおりの取り組みを行ったか否かを総合的に評価する。

5 評価の手順

各事業所管課(担当)において「中期経営計画業績評価調書」を作成する。

総務課において、当該調書をもとに取りまとめ、必要に応じて調整を行った後、企業局として決定する。

6 評価結果の公表

評価の結果は、企業局ホームページにて決算発表後に公表する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。